（別紙１）

公共下水道工事が予定されている区域における住宅の浄化槽の取扱いについて(緩和)

公共下水道工事が予定されている区域における一戸建ての住宅の浄化槽の人員算定において、下記の条件を満足する場合、申し出により人員算定の緩和ができる取扱いをします。

１．一戸建ての個人の持ち家住宅であること。

２．既設の単独または合併処理浄化槽の機能は正常に運転され、水質等に問題がないものであること。（維持管理表、水質検査表等によりチェック必要）

３．居住人員が既存浄化槽規模以内であること。

４．居住人員が浄化槽規模を超える場合や、使用状況等の変化により水質に支障が生じた場合は速やかに取替え、または改善する旨を書面にて明らかにすること。

５．公共下水道工事予定図で、下水道工事が予定されている区域であること。

　　（７年区域を除く。）

６．公共下水道が供用開始になった場合には、速やかに接続替えすること。

７．本来のJIS算定により容量が不足していること、使用については特に水質等に支障が生じないよう、充分理解されるものであること。

８．新設浄化槽についても適用する。

　　年　　月　　日

四日市市建築主事

建築主　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　印

公共下水道工事が予定されている区域における

住宅の浄化槽について（申し出）

今般、申請の四日市市　　　　　　　　　　　　　　　　　　に住宅を建築するにあたり、JIS算定基準表では　　　人槽が必要となりますが、当建築場所は公共下水道が予定されている区域であり、それまでの間の居住人員が　　　人であるため、下記の浄化槽にて建築確認をお願いします。

対象浄化槽（新設、既設の該当するものを○で囲む）

・　新設浄化槽　　　　　　　人槽

・　既設浄化槽　　　　　　　人槽（維持管理表又は水質検査表添付）

なお、居住人員が浄化槽規模を超える場合や、使用状況等の変化により水質に支障が生じた場合は速やかに取替え、または改善いたします。また公共下水道が供用開始になった場合には、速やかに接続替えすることを誓約いたします。